

下水道使用料の減免

次に該当する場合、申請により2か月で20 m³までの下水道使用料相当額（2,774円）の減免を受けることができます。

申請が必要となりますので、所定の減免申請書を下水普及課までご提出ください。

①生活保護法第11条第1号第1号に指定する生活扶助費の支給を受けている方

【申請時に必要な添付書類】

- ・生活扶助の受給証明書（社会福祉事務所で発行）
（減免申請書ある受給証明記載欄を受給証明書に代えることも可能です。）

②社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定される社会福祉事業を実施する事業者

【申請時に必要な添付書類】

- ・関係機関が発行した社会福祉法に規定する社会福祉施設であることを証するものの写し
（県知事の認可証など）
- ・水道局発行使用水量のお知らせ又は領収書の写し
- ・法人の定款の写し